

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例

地方分権推進の中で、地方議会の使命と役割が一層大きくなってきているが、主権者たる県民の信託を受け議会を構成している議員の政治倫理の確立は、その根幹である。ここに宮城県議会の権威と名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に資するため、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県民の厳粛な信託を受けた宮城県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範並びに議員が自らの資産を公開すること等について定めることにより、政治倫理の確立を期し、もって公正で開かれた民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 議員は、自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、かりそめにも県民の非難を受けることのないよう政治倫理の向上に努めなければならない。

2 県民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使させることのないよう努めなければならない。

(行為規範)

第三条 議員は、次の各号に掲げる行為規範を遵守しなければならない。

- 一 議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。
- 二 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、公正な選挙活動及び清廉な政治活動を行い、自らの使命の達成に努めること。

三 議員は、県民全体の福祉の向上を目指して行動することを本旨とし、特定の利益を求め、公共の利益を損なうことのないよう努めること。

四 議員は、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公務員の公正な職務遂行を妨げるなど、不正な行為をしないこと。

2 議員は、前項各号の行為規範に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで真摯かつ誠実に疑惑を解明するよう努めなければならない。

(資産等報告書等の提出)

第四条 議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議員となつた者にあつてはその選挙の期日とし、更生決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、宮城県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

一 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。) 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨

二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

四 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額

五 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）

六 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価格が百万円を超えるものに限る。） 種類及び数量

七 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができものに限る。） ゴルフ場の名称

八 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額

九 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額

2 議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなつた前項各号に掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、議長に提出しなければならない。

（平一三条例五九・平一九条例四八・平一九条例四九・一部改正）

（所得等報告書の提出）

第五条 議員（前年一年間を通じて議員であつた者（任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものにあつては、当該議会の議員でない期間を除き前年一年間を通じて議員であつた者）に限る。）は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものにあつては、同月一日から再び議員となつた日から起算して三十日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となつた事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二條第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同條第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二條第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。）

ロ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規程で定めるもの

二 前年中において贈与により取得した財産について、同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一條の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（関連会社等報告書の提出）

第六條 議員は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この條において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものにあつては、同月二日から再び議員となつた日から起算して三十日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。

（資産等報告書等の保存及び閲覧）

第七条 前三条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書（以下「資産等報告書等」という。）は、これらを受理した議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 県民は、議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。
（審査の請求）

第八条 議員は、第三条第一項各号の行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるとき、又は、第四条から第六条までの規定により提出された資産等報告書等に重大な虚偽があると認められる議員があるときは、これを証する資料を添え、議員定数の二分の一以上の議員の連署をもって、文書で議長に審査を請求することができる。ただし、一会派のみの議員の連署による請求ではその効力を生じない。

（審査会の設置）

第九条 議長は、前条に規定する審査の請求があつたときは、これを審査するため、議会に宮城県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査会は委員十五人以内とし、委員は各会派から推薦を受けた議員のうちから議長が指名する。
- 3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 審査会の会議は、原則として非公開とする。
- 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、有識者の意見を聞くことができる。

（審査結果の報告）

第十条 審査会の委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。

(辞職勧告等の措置)

第十一条 審査会がその審査により、議員が第三条第一項各号の行為規範に反し、又は、その資産等報告書等に重大な虚偽があり、政治的、道義的に責任があると認めた場合には、議長は、議員辞職勧告又はその他の措置を講ずることについて議会に諮らなければならない。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(見直し)

2 この条例の施行後三年を経過した場合には、議員活動の状況及び議会を取り巻く情勢等を踏まえ、この条例に規定する内容について見直しを行うものとする。

(条例の廃止)

3 政治倫理の確立のための宮城県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年条例第二十二号）は、廃止する。

附 則（平成一三年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年条例第四八号）

この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成一九年九月三〇日

附 則（平成一九年条例第四九号）

（施行期日）

1 この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百一十号。次項において「法」という。）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成一九年一〇月一日

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例第四条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び法附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。